

※この保険の対象者は、広島県PTA連合会（広島市を除く）に所属するPTA会員です。

## 1 補償の概要

### （1）PTA団体傷害保険

#### 【補償の内容】

PTAの管理下でPTA行事\*1に参加している間\*2の「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方\*3がケガ\*4をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 国内においてPTAが主催または共催し、PTA総会、運営委員会等、PTA会則に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。

\*2 PTA行事の開催場所と住居との往復途上を含みます。

\*3 保険の対象となる方は次に掲げる方となります。

①PTA会員およびその学校に通学される児童・生徒

②PTA会員の同居の親族の方

③PTA行事への参加が事前にPTAより認められている方

\*4 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。また、独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象となるケガについては保険金お支払いの対象となりません。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
死亡 保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に<b>死亡された場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。</li> </ul> <p>※既に支払われた後遺障害保険金額がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ</li> <li>・保険契約者または保険の対象となる方の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じたケガ</li> <li>・保険金の受取人の<b>故意</b>または<b>重大な過失</b>によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ</li> </ul>
後遺障害 保険金	<p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に<b>後遺障害が生じた場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。</li> </ul> <p>※保険期間を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</li> <li>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</li> <li>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</li> <li>・外科的手術等の医療処置（保険金がお支払されるケガを治療する</li> </ul>
入院 保険金	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に<b>入院された場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。</li> </ul> <p>※入院保険金がお支払される期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ</li> <li>・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ</li> <li>・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ</li> <li>・外科的手術等の医療処置（保険金がお支払されるケガを治療する</li> </ul>

<p>手術 保険金</p>	<p>治療を目的として、<b>公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1 または先進医療*2 に該当する所定の手術を受けられた場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります*3。</li> </ul> <p>*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。</p> <p>*2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。</p> <p>*3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。</p>	<p>場合を除きます。）によって生じたケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ</li> <li>・むちうち症や腰痛等で、医学的 他覚所見のないもの 等</li> </ul>
<p>通院 保険金</p>	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に<b>通院（往診を含みます。）された場合</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。</li> </ul> <p>※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギプス等*4を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。</p> <p>*4 ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。</p>	

## 【保険金額】

保険金額	
死亡・後遺障害	70万円
入院保険金日額*5(1日あたり)	900円
通院保険金日額(1日あたり)	500円

\*5 手術保険金のお支払額は、入院保険金日額の10倍（入院中の手術）または5倍（入院中以外の手術）となります。傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

## (2) P T A 賠償責任保険

### 【補償の内容】

P T A 賠償責任保険は、次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償する保険です。

P T A 活動中に生じた他人の身体の障害、他人の財物の損壊および保管物の損壊・紛失・盗取に起因して P T A が負う法律上の損害賠償責任（管理者賠償責任条項）

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
<p><b>(1) 管理者賠償責任担保条項</b> P T A 管理下における次の賠償責任を負担することにより被る損害を補償します。</p> <p>① P T A 活動の遂行に伴う賠償責任 P T A 活動の遂行に起因して生じた偶然な事故により、P T A 活動参加者や第三者に与えた身体の障害または財物の損壊により、P T A が負担する法律上の賠償責任</p> <p>② 保管物に係わる賠償責任 P T A 会員および児童・生徒が、保管物を損壊・紛失または盗取されたことにより、P T A が負担する法律上の賠償責任</p>	<p><b>(1) 管理者賠償責任担保条項</b></p> <p>① 保険契約者または被保険者の故意</p> <p>② 戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議および地震、噴火、洪水、津波、高潮</p> <p>③ 他人との特別の約定によって加重された賠償責任</p> <p>④ 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、取壊しその他の工事に起因する賠償責任</p> <p>⑤ 自動車もしくは原動機付自転車または車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任</p> <p>⑥ 被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任</p> <p>⑦ 被保険者が借用した保管物のかし自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から 30 日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任</p> <p>⑧ P T A 活動の終了後に行われた P T A 活動以外の活動に起因する賠償責任等</p> <p>上記④～⑥は、P T A 活動の遂行に伴う賠償責任にのみ適用されます。⑦は、保管物に係わる賠償責任にのみ適用されます。</p>

### 【ご契約条件】

				支払限度額	免責金額
管理者賠償責任担保条項	P T A 活動の遂行に伴う賠償責任	対人賠償	1 名	3, 0 0 0 万円	1, 0 0 0 円
			1 事故	1 億円	
		対物賠償	1 事故	7 5 0 万円	1, 0 0 0 円
	保管物に係る賠償責任	加害者 1 名		1 0 万円	5, 0 0 0 円
保険期間中		5 0 0 万円			

## 2 保険料及び加入手続き

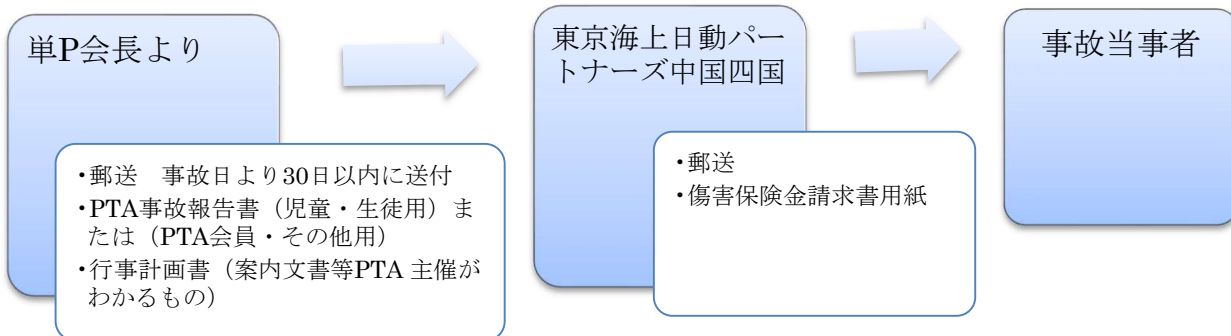
保険料は広島県 P T A 連合会で負担します。

## 3 保険期間（P T A 団体傷害保険、P T A 賠償責任保険）

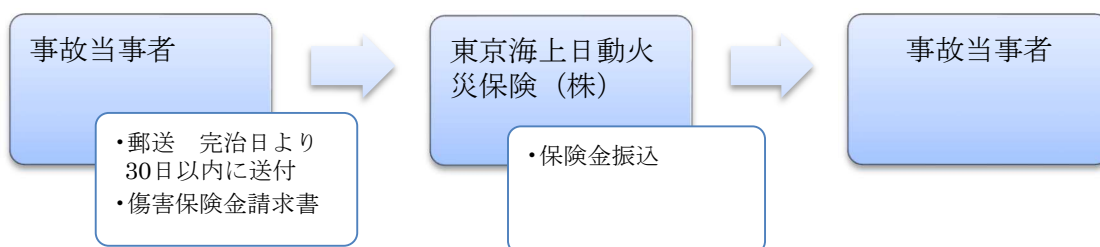
令和 6 年 4 月 1 日午後 4 時～令和 7 年 4 月 1 日 午後 4 時までの 1 年間

## 4 事故報告から保険金支払までの流れ

### (1) 事故が起きたら



### (2) ケガが治ったら



#### 《連絡先》

・事故報告書の送付・用紙請求 ・事故等について問い合わせ

(株)東京海上日動パートナーズ中国四国 広島県 PTA 団体保険係  
〒730-0051 広島市中区大手町 1-2-1 おりづるタワー4階  
TEL 082-243-1119 FAX 082-243-0140 (平日 9:00~17:00)

※このしおりは、補償の概要を説明したものです。詳細は上記連絡先にご確認下さい。

広島県PTA連合会では会員の相互扶助精神に基づいて、各種PTA活動や学校との共催行事における会員の事故や傷害に対し、見舞金や賠償責任の補填をしてまいりました。

しかし、保険業法の一部改正にともない、広島県PTA安全互助会の運営ができなくなりましたので、平成20年4月から、従来の精神や目的を引き継いだ「広島県PTA団体保険」を保険業者と提携して運営してきました。

今後もこの保険の内容を会員の皆様に周知していただくとともに、事故が発生したときはすみやかに手続きをしていただけるよう「広島県団体保険のしおり」を作成しました。

令和6年4月1日

広島県PTA連合会